

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書

令和5年6月15日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団体名 あつぎ夢プロジェクト

代表者名 大庭 榮一

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	あつぎ夢プロジェクト
2 提案の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業
3 提案年数	<input checked="" type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目
4 事業概要	すべての年齢の者に対し発表会の開催によるプレゼン能力の向上や、講座開催により健康維持に関する知識や文化・芸術への理解を深める生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンスの創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。
5 事業実施期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
6 事業費総額	2,882,000円
7 市が負担する額	2,000,000円
8 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類 <input type="checkbox"/> その他 ()
9 担当者連絡先	氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]



企画書

<p>1 事業の分野</p>	<table border="0"> <tr> <td> 保健・医療・福祉 まちづくり 環境保全 地域安全 国際協力 子どもの健全育成 科学技術の振興 職業能力開発・雇用機会 非営利活動支援 </td> <td> 社会教育 学術・文化・芸術・スポーツ 災害救助 人権・平和 男女共同参画 情報化社会 経済活動の活性化 消費者保護 その他（ ） </td> </tr> </table>	保健・医療・福祉 まちづくり 環境保全 地域安全 国際協力 子どもの健全育成 科学技術の振興 職業能力開発・雇用機会 非営利活動支援	社会教育 学術・文化・芸術・スポーツ 災害救助 人権・平和 男女共同参画 情報化社会 経済活動の活性化 消費者保護 その他（ ）
保健・医療・福祉 まちづくり 環境保全 地域安全 国際協力 子どもの健全育成 科学技術の振興 職業能力開発・雇用機会 非営利活動支援	社会教育 学術・文化・芸術・スポーツ 災害救助 人権・平和 男女共同参画 情報化社会 経済活動の活性化 消費者保護 その他（ ）		
<p>2 事業の目的・必要性</p>	<p>厚木市出身の文化・芸術分野で有名となり、活躍している人については、広報などで紹介をされているが、現在文化・芸術で夢を追う人たちを支援できるような事業は開催されていないため、厚木市由来で活躍する文化人を増やすためにも、そのような人たちの夢を後押しや支える事業を開催する必要がある。</p>		
<p>3 事業の内容</p>	<p>年に数回程度のカラオケ大会を中心に音楽・踊りの発表会を開催する。 また、プロの歌手による唄い方の講座を開催する。他にすべての年代を対象とした踊り、音楽（バンド）などについても同様に講座を開催する。</p>		
<p>4 実施場所</p>	<p>アミューあつぎ、厚木シティプラザ</p>		
<p>5 期待される効果・成果</p>	<p>歌や音楽を中心とした発表会だけでなく、レッスンなどの支援もすることにより、初心者からプロを目指すすべての人に対して生涯学習の場を提供することができる。それにより、市内だけでなく市外の人たちからも注目され、厚木市の知名度向上に貢献できる。</p>		
<p>6 役割分担</p>	<table border="0"> <tr> <td> 提案者の役割 発表会、講座の企画・運営 講師の手配 </td> </tr> <tr> <td> 市の役割 発表会、講座の周知 発表会、講座の会場確保 </td> </tr> </table>	提案者の役割 発表会、講座の企画・運営 講師の手配	市の役割 発表会、講座の周知 発表会、講座の会場確保
提案者の役割 発表会、講座の企画・運営 講師の手配			
市の役割 発表会、講座の周知 発表会、講座の会場確保			
<p>7 自主財源確保に向けた取組</p>	<p>発表会や講座の参加費の徴収や、協力団体・企業を募ることにより自主事業に移行する。</p>		

8 事業計画 収支計画	令和6年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽の講座の開催
		収支予算	・収入 2,882,000円 うち市負担金 2,000,000円 うち自主財源 882,000円 内訳 参加費 775,000円 企業協賛金 107,000円 ・支出 2,882,000円
	令和7年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽、その他要望がある芸術分野の講座の開催
		収支予算	・収入 2,715,000円 うち市負担金 1,800,000円 うち自主財源 915,000円 内訳 参加費 780,000円 企業協賛金 135,000円 ・支出 2,715,000円
	令和8年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽、その他要望がある芸術分野の講座の開催
		収支予算	・収入 2,600,000円 うち市負担金 1,600,000円 うち自主財源 1,000,000円 内訳 参加費 780,000円 企業協賛金 220,000円 ・支出 2,600,000円
	令和9年度	事業内容	カラオケ大会・芸能発表会の開催 唄い方、舞踊、音楽、その他要望がある芸術分野の講座の開催（毎月1～2回開催）
		収支予算	・収入 1,250,000円 内訳 参加費 780,000円 企業協賛金 470,000円 ・支出 1,250,000円

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	カラオケ大会
5月	舞踊講習会
6月	カラオケ大会
7月	舞踊講習会
8月	カラオケ大会
9月	舞踊講習会
10月	カラオケ大会
11月	音楽講習会（民謡）
12月	カラオケ大会
1月	音楽講習会（民謡）
2月	芸能発表会
3月	

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		2,000,000	
事業収入	参加費	775,000	カラオケ大会@4,000円×20人×5回(2月は徴収予定なし) 入場料@500円×100人×5回 @1,000円×100人(2月) 講習会参加費 @500円×10人×5回
	協賛金	107,000	企業からの協賛金
	小計(B)	882,000	
団体負担金等(C)		0	
合計(D)=(A)+(B)+(C)		2,882,000	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報償費	780,000	司会者@30,000円(1日)×2人×6回 審査員@30,000円(1日)×1人×5回 審査員(2月)@30,000円(1日)×3人 招待歌手謝礼@10,000円×2人×5回 @10,000円×3人(2月) 講師謝礼@10,000(3時間)×1人×5回
	消耗品費	62,000	コピー用紙(2,500枚)@3,000円×4箱 トロフィー@3,000円×5回、@5,000×1回(2月) 記録媒体 @10,000円、動画編集ソフト @20,000円
	印刷製本費	18,000	ちらし印刷代@5円×2,000部 資料印刷代(発表会等)@10円×800部
	使用料及び賃借料	1,240,000	会場使用料(カラオケ大会2月)@400,000 カラオケ機材使用料@20,000円×6回 音響@80,000円(カラオケ、発表会)×6回 ケーブルテレビ@40,000(カラオケ、発表会)×6回
	通信運搬費	30,000	切手代(発表会等)@120円×10人×6回 @84円×20人×6回 切手代(講習会) @120円×10人×5回 @84円×20人×4回
	食糧費	37,000	参加者等飲み物代@100円×30人×5回 @100円×50人(2月) 講師弁当代@1,000円×1人×5回 司会者弁当代@1,000円×2人×6回
	小計(a)	2,167,000	

支 援 対 象 外 経 費	報償費	90,000	賞金 10,000 円 × 5 回 20,000 円 × 1 人、10,000 × 2 人 (2 月)
	備品購入費	530,000	パソコン代 @150,000 円 プロジェクター代 @100,000 円 スクリーン代 @50,000 円 カメラ代 @30,000 円 看板代 @100,000 円 衣装代 @100,000 円
	保険料	95,000	カラオケ、発表会@100 円 × 150 人 × 6 回 講習会 @100 円 × 10 人 × 5 回
	小計(b)	715,000	
合計(c)=(a)+(b)		2,882,000	

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

あつぎ夢プロジェクト規約

(名称)

第1条 この会は、あつぎ夢プロジェクト(以下「プロジェクト」という)と称する。

(目的)

第2条 プロジェクトは、すべての年齢の者に対し発表会の開催によるプレゼン能力の向上や、講座開催により健康維持に関する知識や文化・芸術への理解を深める生涯学習を行いつつ、夢と可能性のチャンス創出や、それに伴う厚木市の知名度の向上を目的とする。

(委員)

第3条 プロジェクトの会員は、目的に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第4条 プロジェクトに次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監査 1人

2 必要に応じて、顧問を置くこともできる。

(役員を選出)

第5条 役員は会員の中から互選する。

(役員の仕事)

第6条 会長はプロジェクトを代表し、プロジェクトの座長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、プロジェクトの会計事務を総括する。
- 4 監査は、適切な事務や会計が行われているか監査する。

(任期)

第7条 会員の任期は2年とする。ただし、会員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会員は、再任することができる。

(会議)

第8条 プロジェクトは、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 会長は、会議での助言及びまちづくりに対する支援のためのアドバイザーを指名することができる。

(専門部会の設置)

第9条 プロジェクトの効率的な運営に資するため、プロジェクトに専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、会長の指名する会員及び目的に賛同する者をもって組織する。

(事務局)

第10条 プロジェクトの事務局は、庶務に関して処理を行う。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、会長がプロジェクトに諮って定める。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。